

令和4年1月28日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第144回船員部会

【岡村労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第144回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議にて開催させていただきます。

まず、初めにウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。委員の皆様におかれましては、カメラ・マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ・マイクをONに、ご発言が終わりましたらカメラ・マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言時以外にカメラ・マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ・マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないようカメラ・マイクを常に切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先にてご連絡ください。

議事に入ります前に、1月の船員部会より労働者委員といたしまして、全日本海員組合の齋藤中央執行委員が就任されております。齋藤委員、カメラ・マイクをONにしていたき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

【齋藤臨時委員】 私は昨年11月に本部総務局に就任いたしました齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

私は地方船員部会については、四国、中国、関東、北陸信越ということで、計17年務めさせていただきました。この現場の現状や感覚を本部会に反映できるように努めていきたいと考えておりますので、以後よろしくお願いいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

では、本日は委員及び臨時委員総員19名中17名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいります。本年最初の船員部会でございます。差し当たり、明けましておめでとうございますと申し上げておきます。ただ、ご案内のとおり、オミクロン株の急速な拡大等で非常に緊張した状態での会議となりますので、速やかな進行に何とぞご協力をお願い申し上げます。

それでは、まず議題1の報告事項でございます「令和4年度海事局関係予算概要について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【太田総務課企画官】 海事局総務課の企画官をしております太田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お配りさせていただいております資料に基づいて説明させていただきます。ご説明させていただく資料が私から2つございまして、まず資料1、これは紙でお配りしていると思いますけれども、海事局関係予算概要という冊子、我々は通称「白パン」と呼んでおりますけれども、この白パンに基づいて全体の数字を説明させていただいた上で、簡単に、内容を補足資料で説明させていただきます。

資料1、海事局関係予算概要のページをおめくりいただいて、1ページ目をご覧ください。海事局予算総括表（令和3年度補正予算・令和4年度当初予算）という総括表を掲載しております。こちらがいわゆる16か月予算と言われているもののうち、海事局関係の全体の総括表になります。

具体のポイントの数字でございますけれども、4年度予算額の数字、一般会計合計というところに8,900という数字があると思います。これが令和4年度の当初予算案、海事局関係の数字でございます。89億円となっております。そして、令和3年度の補正予算がその右にございます。これが1,103という数字、11億300万円になりますけれども、これが令和3年度の補正予算の数字でございます。これを合わせまして、16か月予算ベースで申しますとさらに右の数字、10,003——ちょうど100億円という数

字になりますが——の予算を16か月予算ベースで計上していただいているということでございます。

令和4年当初予算で、8,900の右側でございますけれども0.97という数字になってございまして、令和3年度の当初予算案に比べて0.97倍になっているということでございます。16か月予算ベースで見ますと、一番右になりますけれども1.09という倍率になってございます。これらが海事局として計上されている予算に関する数字になります。

その下に関連事項、総合政策局・観光庁一括計上とか、他省庁計上というのも掲載させていただいておりますが、海事局の関係予算ということで掲載させていただいているものでございます。

これが全体の総括表でございまして、もう一つお配りしております、右肩に「参考資料」と書いてございます補足説明資料をご覧くださいと思います。こちらをめくっていただいて、1ページ目になります。海事局予算全体概要のページでございますけれども、全体像として、私からコンテンツの説明をさせていただきます。

海事局のこの16か月予算の大きな柱といたしまして、1から4までの項目をお示しさせていただきます。1つ目が我が国海事産業の国際競争力強化・生産性向上、2つ目が海事分野のカーボンニュートラル推進、3つ目が海事人材の確保・育成、4つ目がその他関連事項となっております。

お時間の制約もありますので、それぞれについてポイントだけ説明させていただきますと、1つ目の我が国海事産業の国際競争力強化・生産性向上ということで、例えば1つ目のポツだけ説明させていただきますと、自動運航船・ゼロエミッション船等の最先端技術の開発支援といったような、造船関係の競争力強化に関連するような予算を盛り込ませていただくとともに、赤い四角で囲んでおります内航海運の生産性向上・船員の働き方改革の推進という予算を計上させていただいております。詳細につきましては、後ほど担当から説明させていただきます。

2ポツでございますけれども、海事分野のカーボンニュートラル推進ということで、これも概要だけ説明させていただきますと、今後、カーボンニュートラルを推進していくために不可欠になると考えられておりますガス燃料船の国内製造を推進していくための予算などを計上させていただいております。

3つ目の項目といたしまして、海事人材の確保・育成ということで、校内練習船の代船

建造を含む独立行政法人海技教育機構の経費とか、船員の確保・育成体制の強化についての予算を計上させていただいております。これらについても、それぞれ後ほど担当から説明させていただきます。

4ポツでその他の関連事項ということで、この4つの項目でお示しさせていただいております。

これが全体像でございまして、これらのうち船員に関する予算につきましては、16か月予算ベースで、先ほど100億円と申し上げたうちの73.8億円が船員関係の予算ということになります。対前年度当初予算との比較で1.04倍を確保させていただいております。そういった水準になってございます。個別予算については担当から説明させていただきたいと思っておりますけれども、全体の概要の説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

【高乗船員政策課課長補佐】 船員政策課関係につきまして、補足説明資料の2ページ目を使って説明させていただきます。

まず上の囲みの中、令和4年度当初予算と令和3年度補正予算の概要でございます。内航海運の生産性向上・船員の働き方改革の推進という大項目では、新規事業としまして、船員の健康確保の関係で、後ほど省令改正の話も出てまいります。産業医導入に向けた環境整備という項目を新たに盛り込んでいます。これは船舶所有者が産業医を円滑に選任できるようにガイドラインを作成する、船内巡視の試行を行うなどの予算でございます。

その下に「継続」と書いてございますが、2か年度目に入った予算として、1つは、船員の労働時間管理のリモート化に向けた実証、これは今年度実施しております船員向けの労働時間管理システムの要件定義に基づいて、システムの試作や実船における検証を行っていくものです。もう一つは、内航海運業の変革、これは内航課が中心に行っているモデル事業などがメインになりますけれども、こちらも含まれております。なお、この横にオレンジと黄色で色塗りを示しておりますが、オレンジが当初予算、黄色が補正予算ということになります。

また、その下に大きな柱の2つ目、船員の確保・育成体制の強化があり、これは水色で塗っている部分です。

では、具体の額についても併せてお知らせしていきたいと思っております。令和4年度、1億6,200万円と書かれたところの下欄をご覧ください。船員計画雇用促進事業については約3,700万円、内航船員就業ルート拡大支援事業については約900万円、外航

基幹職員養成事業については約1,800万円、船員離職者職業転換等給付金については約300万円、技能訓練事業については約800万円、優秀なアジア人船員の養成・確保のODA事業については約1,600万円。

その下でございます。労働時間管理のリモート化に向けた実証事業については3,000万円、産業医導入に向けた環境整備については1,100万円、内航海運業の変革については3,000万円となっております。

説明は以上とさせていただきます。

【水野海技課企画調整官】　　続きまして、海技課から説明させていただきます。海技課の水野と申します。よろしく申し上げます。

同じ資料を1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。JME T S関係の予算になります。内容につきましては、昨年夏の概算要求時に説明させていただいた内容と同じものになりますが、今回予算としてお認めいただいた中で特に大きな目玉となっておりますのは、資料の下のほうの丸にございます校内練習船の代船建造が認められたところになります。長年にわたり業界の方々やJME T Sからも、代船建造をしてほしいという要望を寄せていただきまして、今般ようやく認められたところになります。具体的には資料の右側の写真、清水校の「かざはや」と書いてあるものがございますが、これが代船建造する予定のものになります。

予算の中身でございますが、昨年夏のときの概算要求時においては、JME T S関係の予算を全て当初予算で要求する予定でございました。ただその後、岸田政権が成立しまして、岸田総理より経済対策の取りまとめ、補正予算作成の指示がありました。その中で、経済対策の柱の一つとして防災・減災国土強靱化が示されまして、これに資するものとしてこちらの柱に位置づけて、校内練習船を補正予算で前倒して要求したのになります。当然教育に係るものでございますので、代船建造が早ければ早いほど、より早く効果的な教育が進められるということで、ここの部分は大変大きな、重要な意義があったのではないかと考えております。代船建造を含めまして、JME T S関係の予算は今回およそ72.1億円になりまして、前年度比で計算しますと約1.03倍となるものでございます。

同じ資料の真ん中になりますが、陸上工作技能訓練センター整備に係る施設の改修経費というものがございます。施設自体の耐震化がこれまで過去の予算で整備しておりましたが、令和4年度で行うものにつきましては、耐震化した建物の中身のレイアウト調整をするための予算となっております。また来年度の予算、5年度になりますが、引き続き訓練

センターの中に入れる資機材であったり機器といったものを、今後は整備のために予算要求していくということでございます。

海技課からは、J M E T S 関係の予算は以上になります。

【野川部会長】 ありがとうございます。今、おおむね予算について、総務課、船員政策課関係、海技課関係、それぞれご説明をいただきました。

今回もウェブ会議でございますので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望されるときは、カメラ・マイクをONにして、「部会長」と発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。発言の際には、該当する資料のページ、記載がある箇所などを必ず述べた上でご発言をお願いいたします。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。内藤委員、お願いします。

【内藤臨時委員】 今、ご説明いただいた参考資料の海事局予算概要、その補正の部分聞き漏らしたので、教えていただけますか。当初予算が3年度予算で4,000万、補正で3,000万、産業医に関して1,100万というようなお話をもう1点伺ったと思うんですけども、聞き漏らしましたので教えていただけますか。以上です。

【野川部会長】 お願いいたします。

【高桑船員政策課課長補佐】 申し上げます。リモート化に向けた実証事業については、令和3年度補正として3,000万円、その下の産業医については、当初で1,100万円、そして内航海運業の変革については3,000万円の計上となっております。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

【内藤臨時委員】 分かりました。ありがとうございます。了解です。

【野川部会長】 ほかにございますか。よろしいでしょうか。特にございませんか。

それでは、ほかにご質問等お気づきの点がございましたら、事務局までどうぞお問合せをいただきたいと存じます。

続きまして、議題2の審議事項でございます「船員法施行規則等の一部を改正する省令案について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【向井船員政策課専門官】 それでは、事務局よりご説明申し上げます。船員政策課で法規を担当しております専門官の向井と申します。よろしくお願いいたします。

資料につきましてでございますが、お送りさせていただいておりますPDFの資料のペ

ページ数で申し上げますと9ページ目、先ほどの続きになりますけれども、資料2といたしまして、諮問第397号「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」となっております。

次のページ以降で当該諮問に係る別紙が7ページほど、その後ろに資料2-2といたしまして、当該省令の概要を6ページほどつけさせていただきます。

これらの具体的な内容につきましては、その次のページでございます。資料2-3といたしまして、パワーポイントの横紙の資料で4ページほどにてまとめておりますので、こちらで説明させていただければと思っております。PDFの資料で言いますと、ページ数23ページ目となりますので、ご確認くださいと思います。

それでは、内容につきましてですが、今回の省令改正につきましては、本部会において取りまとめていただきました「船員の働き方改革の実現に向けて」及び関係者間で検討して取りまとめいただきました「船員の健康確保に向けて」において掲げられておりました大きな4つの点に関する改正事項となっております。

したがって、これらの内容につきましては、既に皆様にもう大分ご理解いただいているところも多いかと考えておりますが、改めて改正の内容につきまして、下の枠の中に記載した内容に沿って説明させていただければと思っております。

まず、初めに①でございますが、産業医の選任でございます。陸上制度におきましては、既に制度化されておりました産業医につきまして、船員の世界におきましても同様に、健康管理等の医学的サポートを行っていただくために導入すべきという趣旨から、今回、選任を義務づけることといたしました。

なお、その対象につきましては、陸上制度と同様に、常時50人以上の船員さんを使用する船舶所有者さんとしております。また、当該産業医が行うべき業務といたしましては、陸上制度においては月1回の巡視が義務づけられておりますところ、船舶の運航状況等によりまして、陸上制度と同様のタイミングでの巡視が困難であります船員さんに対しましては、年1回の船内巡視を行うことといたしまして、代わりに衛生担当者等による報告を月1回以上行わせるということで、船内の作業環境等を把握させるとともに、船員の健康障害を防止するための措置を講じさせることとしております。また、その他の船舶所有者ということで、具体的には50人未満の船員さんを使用する船舶所有者に対しては、努力義務規定を設けることとしております。

次に、②の健康保持措置につきましてですけれども、これまで船員さんが乗船する際に

求めておりました健康証明書を受有するための健康検査について、陸上の定期健康診断の項目等を参考に、貧血検査等の項目を新たに追加することとしております。また、当該健康証明書につきましては、船舶所有者において継続的に管理等を行うこととしていなかったことから、船員さんの健康状態につきまして、船舶所有者サイドで随時確認できていないという状況もあったところがございます。これらを踏まえまして、今般の改正では、常時使用する船員さんに対しまして、健康検査における医師の診断結果が記載された診断書を船舶所有者へ提出させることを義務づけるとともに、当該証明につきましては5年間保存させることとしてございます。

次に健康検査で異常が認められました船員さんの健康保持の観点からは、船舶所有者に対しまして、医師の意見を聞き、その内容を記録・保存させるとともに、当該医師の意見を勘案した就業上の措置を講じることを義務づけることとしております。また、健康検査で異常が認められた船員に対する保健指導、騒音の激しい作業を行う船員に対してのオーディオメーターによる聴力検査、こちらにつきましては努力義務規定という形で設けることとしてございます。

次のページをご覧ください。③でございます。過重労働対策、いわゆる長時間労働対策でございますが、①と同様に50人以上の船員さんを使用する船舶所有者に対する義務づけとなっております。ここに記載しておりますとおり、1週40時間を超えて労働させた時間が1か月当たり80時間を超えた場合、かつ、疲労蓄積が見られる船員に対しましては面接指導を実施することとしております。なお、当該疲労蓄積に関しましては、主に自覚症状として現れるものでありますから、船員さん本人からの申出を判断要素としてございます。また、船舶所有者は、面接指導の結果に基づきまして、医師の意見を聞くとともに、必要に応じて、当該船員に対する就業上の措置を講じることを義務づけることとしております。

先ほど②の中でも申し上げましたが、就業上の措置でございますけれども、本ページの欄外に米印で記載しておりますように、具体的な措置の例を記載してございますが、例えば労働時間とか乗船期間といったものの短縮などを考えてございます。また、面接指導を行う船員以外の船員でありましても、健康への配慮が必要な船員への面接指導の実施とか、50人未満の船員さんを使用する船舶所有者に対しても、上記同様の面接指導を実施する努力義務規定を設けることとしております。

最後に④、メンタルヘルスについてでございますが、①及び③と同様に、50人以上の

船員さんを使用する船舶所有者に対する義務づけとなっております。船員さんに対して年1回以上のストレスチェックを行わせることとしております。当該ストレスチェックの結果、高ストレスと判定されました船員さんが医師による面接指導を希望する場合には、面接指導を実施の上、必要に応じて、先ほどと同じように就業上の措置を講じることを義務づけることとしてございます。また、こちらも50人未満の船員を使用する船舶所有者に対して、上記の措置を実施する努力義務規定を設けることとしております。

なお、本ページの一番下に記載しておりますとおり、今般の改正につきまして、船員派遣における適用関係の整理を明確化するために、船員職業安定法施行規則についても併せて改正することとしております。

次のページをご覧ください。こちらの内容は健康確保の話ではございませんで、陸上の労働安全衛生法関係で規定されておりました高所作業等で使用されます「安全带」につきまして、墜落時に内臓を損傷したりする危険性とか、そのような災害事例といったものを背景に、「墜落制止用器具」という言葉に改正されてございます。これを踏まえまして、船員に関する検討を行いまして、船員さんにつきましても、同様の措置を実施することが労働安全の確保に有効であるといったことから、併せて改正することとしたところでございます。

具体的な改正内容につきましてはこの枠の下にございますけれども、船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則で規定されております高所作業等で用いる「安全ベルト」及び墜落制止用として使用される「命綱」につきましては、「墜落制止用器具」に変更するものとなっております。

なお、陸上の労働安全衛生法令では、次のページにリーフレットを掲載してございますけれども、「墜落制止用器具」について、フルハーネス型を原則とすることや、これを使用する場合に必要な教育について定められておりますが、船員法令とは少し体系が違うところもございますので、船員法令におきましては、同様の事項につきましては通達にて措置することとしております。

最後にスケジュールでございますが、船員の健康確保に関する事項及び当該器具に関する改正につきましては本年4月に公布いたしまして、1年間程度の周知期間を設けた上で、来年、令和5年4月に施行することを予定してございます。

議題2に関する説明は以上となります。なお、ご意見等がございましたら、遅くとも2月10日までに、書面にて事務局までご連絡いただければと存じます。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。発言は先ほどと同様に、私の指名の上で行いたいと存じます。

本件につきましては、次回、船員部会で答申の決定に向けた議論ということになります。本日説明いただいたところでご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

石崎委員、お願いします。どうぞ。

【石崎臨時委員】 公益委員の石崎でございます。今年もよろしくお願いいたします。

このたび面接指導の義務づけがされるということであるかと思うのですが、乗船中には対面での面接指導は難しいということがあろうかと思しますので、特に長期乗船する場合など、リモートの面接指導等を含めて、適時にそうした面接指導が行われるような形で促すなど対応を取っていただければと思います。

以上、意見になります。ありがとうございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

事務局、今の点、何かございますか。お願いします。

【佐野産業保健企画官】 産業保健企画官の佐野でございます。ただいまの点についてお答えいたします。

長時間労働者の面接指導につきましては、超過労働時間が一定時間を超えた場合に、できるだけ速やかに受けていただくのが趣旨からすれば望ましいわけでありますので、例えば乗船中でありましても、オンラインで医師とつないで面接指導を受けていただく環境がある事業者につきましては、そのような形が望ましいと考えております。

一方で、オンラインの環境が整わないという状況も想定されますので、そういう場合には、下船後できるだけ速やかに受けていただくという形での対応を促してまいりたいと思っております。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれぐらいといたしまして、次回、答申の決定に向けた議論をすることとしたいと存じます。今、事務局からもございましたが、何かございましたら遅くとも2月10日までに、書面にて事務局である船員政策課までご連絡をいただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして、議題3の報告審議事項である「育児休業、介護休業等育児又は

家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【向井船員政策課専門官】 それでは、事務局より説明を申し上げます。再び私、向井から説明させていただきたいと思います。

先ほどの続きのページなりますけれども、PDF資料で言いますと27ページ、資料3といたしまして、育児・介護休業法の一部を改正する法律についてということで、法律名が長いので略称で記載させていただいておりますが、昨年中に当該法律改正が行われましたので、その改正内容等のご報告でございます。

当該法律につきましては、出産・育児等による労働者、具体的にここでは船員さんのことを指しますが、これらの方々の離職を防ぐとともに、仕事と育児を両立できるようにすることが法目的となっております、当然、船員さんにつきましても適用となる法律となっております。

今般の改正事項につきましては、改正の趣旨で2つほど掲げておりますが、特に子の出生直後における柔軟な育児休業の新たな枠組みの創設と、育児休業しやすい雇用環境の整備を行うものとなっております。改正の概要につきましては下の欄で5つほど挙げておりますが、その施行時期につきましては、右の欄に示しておりますが、一番早いもので本年4月、その後10月、来年4月と順次施行されることとなっております。

内容につきまして、まず1でございますが、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備及び妊娠・出産の申出を行った船員に対する個別の周知・意向確認措置の義務づけがなされてございます。ここで記載しております赤字部分につきましては、これまでは努力義務となっておりましたが、今回、改めて義務づけとなったところでございます。具体的内容といたしましては、①におきまして、雇用環境の整備に関する措置といたしまして、具体的には括弧書きでございますけれども、研修の実施とか相談体制の整備といったものが義務づけられております。また②につきましては、船員に対する個別の制度周知や意向確認の措置が義務づけることとなりました。

次に2でございますが、有期雇用船員の育休取得要件の緩和ということで、これまで取得要件として定められていた「引き続き雇用された期間が1年以上である者」という要件が廃止されました。この2点が本年4月1日施行される改正事項となっております。

続きまして、3でございます。男性の育休取得促進のための柔軟な育休の枠組みの創設でございますけれども、言葉で少し分かりにくい部分がございますので、次のページで説

明させていただければと思いますので、おめくりください。

こちらは今回の法改正の内容を全て施行した際のイメージ図とお考えいただければと思います。これまで男性に係る育児休業につきましては、資料の真ん中辺り、女性の産後休業の下にあります、黄色で囲っている育児休業が誕生日以降から産後8週間までの間に取得可能となっております。男性がここで育児休業を取得した場合は、右側にあります育児休業、最長2歳までというオレンジ色の欄でございますけれども、この中で再度、1度だけ育休を取得することが可能となっております。

一方、産後8週間までの間に育休を取得しなかった場合につきましては、この育児休業、最長2歳までの中で分割して取得するといったことができておりませんでした。今回の改正によりまして、真ん中に青い四角で囲っております、「産後パパ育休」という制度が創設されまして、育休とは別に取得することが可能となっております。また、先ほど説明いたしました最長2歳までのオレンジの欄でございますけれども、こちらも分割して取得することが可能となりました。この2点が前のページにおける4に該当するものとなっております。この2点が本年10月に施行する改正事項でございます。

最後に、このパワーポイント資料の一番下の段にありますように、来年、令和5年4月に施行するものとしたしましては、従業員1,000人超の企業につきましては育休の取得状況を年1回公表することが義務づけられております。こちらは前のページにおける5に該当するものとなっております。

以上が法改正の報告となっております。

引き続きまして、関係省令及び告示の諮問につきましても、引き続きこちらのページで内容を説明させていただきたいと思いますが、資料につきましては、次のページ以降に、資料3-2として、当該法律改正に伴う省令改正における諮問第398号及びその諮問の別紙、資料3-3として当該省令改正の概要、資料3-4で関連告示改正の諮問第399号及び諮問の別紙、最後に資料3-5として、当該告示改正の概要をつけさせていただきます。

具体的な内容につきましては、先ほど申し上げましたようにこちらのパワーポイントの資料でそのまま説明させていただければと思いますので、PDFファイルのページ数で言いますと28ページ目をご覧ください。

省令改正事項でございますけれども、資料の真ん中下辺りに書いてございます本年4月1日施行分として、黄色塗りにした箇所がございます。育休の申出が円滑に行われるよう

にするための措置ということで、このうち①及び②につきましては既に法律において措置事項として規定されておりますことから、右側で吹き出しておりますように、③育休取得事例の収集・提供を行うこと、また、④育休制度と育休取得促進に関する方針の周知、この2点を新たに規定することとしております。

また、船員さんから妊娠または出産の申出があった場合における周知事項といたしまして、資料の左側でございますけれども、緑で囲んでいる①から④の事項、例えば育休制度そのものとか、その申出先、給付に関することを省令事項として規定することとしてございます。さらに当該周知方法や船員の意向確認を行うための措置といたしましては、その上の緑の吹き出しにありますとおり、ここでは「面談等」と書いてございますが、ほかに書面とかいったものを省令で規定することとしております。

なお、告示におきましては、これらの措置を講ずるに当たりまして、事業者側が留意すべき事項を定めることとしてございます。例えば個別周知や意向確認を行う場合におきまして、育休の取得を控えさせるような形での措置の実施といったものは認められませんかといったことなどを記載することとなっております。

駆け足になりましたが、議題3に関する説明は以上となります。

こちらにつきましてもご意見等がございましたら、遅くとも2月10日までに書面にて事務局までご連絡いただきたいと存じます。ありがとうございました。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、発言は先ほどと同様、私の指名の上で行いたいと存じます。

今、ご説明いただきました本件につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、次回、これにつきましても答申の決定に向けた議論をすることとしたいと思います。今ございましたが、何かございましたら遅くとも2月10日までに、書面にて事務局である船員政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして、議題4の審議事項である「令和4年度船員災害防止実施計画について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【富田労働環境対策室長】 労働環境対策室長の富田でございます。

それでは、令和4年度船員災害防止実施計画(案)につきまして、ご説明申し上げます。資料として、資料4、資料4-2を準備してございます。

まず資料4、諮問第396号「令和4年度船員災害防止実施計画について」ということで、今般、令和4年度の実実施計画について諮問させていただいております。

実施計画（案）につきましては、資料4の諮問文の後におつけしてございます。前年度から主に変わったものについてアンダーラインを引いておりますが、大変詳細かつ分量が多くございますので、資料4-2として全体の概要を整理した資料を用意しておりますので、こちらをベースに、適宜本文も使用しながら説明させていただきます。

資料4-2をご覧くださいければと思います。船員災害防止実施計画でございますけれども、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づきまして、まず5年ごとの基本計画を作成し、その実施を図るため毎年度実施計画を作成しているものでございます。現在は第1次の船員災害防止基本計画が策定されておまして、平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間として、船員災害の減少目標、主要な対策を記載のとおり策定してございます。

今般の令和4年度の実実施計画につきましては、計画期間の最終年度に当たるものでございます。実施計画は基本計画に基づきます施策を着実に推進していくための施策でございますので、基本的には従前から実施している施策を継続して、着実に実施していくという形で策定しております。

中段以下に令和4年度の船員災害防止実施計画の概要について整理しております。まず船員災害の減少目標でございますけれども、令和2年度の船員災害の実績として、死傷災害については前年度より発生件数は減少しておりますけれども、発生率では前年度と同じ数字となりました。減少目標を達成できていないことから、令和3年度に立てた減少目標を修正してございます。一方、疾病については、発生件数、発生率ともに前年度から減少し、減少目標も達成できたことから、引き続き令和3年度の減少目標を継続してございます。

具体的には、計画案本文の1ページから3ページに記載してございます。1ページの中段に貨物船、その他の船舶、漁船ごとに死傷災害、疾病の実績を記載してございます。死傷災害は発生率が0.83%と、前年度の0.83%と同数でございます。一方、疾病は発生率が0.74%と、前年度の0.83%から減少してございます。これらを踏まえまして、3ページのとおり、死傷災害の減少目標として漁船8%、全体6%と、それぞれ昨年度の目標から1%ずつ目標を上乗せしてございます。

計画案本文の7ページをご覧くださいきたいと思います。7ページからは、重点を置くべ

き災害の種類令和2年度の災害発生の実績でございます。作業時における死傷災害では転倒、はさまれ、転落・墜落で全体の半数を占めてございます。

続いて、8ページになります。死亡・行方不明率の高い災害ですけれども、死亡・行方不明者は17人で、前年度の23人から減少いたしております。また、海中転落の発生件数は前年度よりは増加したものの、例年の発生件数と比べると減少したという形になってございます。

同じく8ページ、3ポツ、漁船における死傷災害については、漁ろう作業によるものが40%を占め、種別では全体の傾向と同じく、転倒、はさまれ、転落・墜落が多く発生してございます。なお、前年度に多かった飛来・落下は減少してございます。

続いて、9ページをご覧くださいと思います。高年齢船員の死傷災害・疾病でございますけれども、死傷災害の発生率は、59歳以下の全ての年代で平均を下回っているところでございますが、60歳以上が平均を大きく上回っております。また、疾病発生率は50歳以上の年代が高い水準にある状況でございます。

その下、5ポツ、生活習慣病等の疾病では、循環器系、消化器系、筋骨格系、感染症の順で多く発生してございます。疾病による死亡17人の内訳を見ますと、9割が生活習慣病と関連する疾患により死亡してございます。

このような状況を踏まえた主要な対策でございますが、また資料4-2に戻っていただきまして、1つ目として、安全衛生管理体制の整備とその活動の推進については、船員の働き方改革に基づき、船員の労働環境の改善に向けた労務管理の適正化、あるいは「船員の健康確保に向けて」を踏まえた過重労働対策の制度化に取り組むこと、と記載してございます。また、同じく働き方改革関係として、産業医制度の円滑な導入等として、令和5年度から導入予定の産業医制度で、オンラインを活用して遠隔で船内巡視や面接指導等が円滑にできるよう、国等による支援を行っていくこととしてございます。具体的な内容は計画案本文の10ページから13ページにかけて記載してございます。

次に、船内の居住環境、作業環境の整備・改善についてでございます。死傷災害・疾病に係るリスク低減対策として、発生した死傷災害の情報収集・調査分析、再発防止等の策定・定期的な見直し、ヒヤリ・ハット事例の収集、作業基準・安全基準の点検・改善等を引き続き実施していくこととしてございます。これらにつきましては計画案本文の13ページ、14ページに記載してございます。

続いて4-2の右側が、重点を置くべき船員災害の種類に応じた取組でございます。事

故の多い種別につきましては、具体的な事故事例を挙げて、これらを参考として、防止対策等の周知・啓発に努めることによって、同種の事故の再発防止を図っていかうというものでございます。事例として多い転倒やはさまれ、転落・墜落に加えまして、令和2年度で多く発生いたしました動作の反動・無理な動作への対策を追加するとともに、死亡災害につながる中毒への対策として、検知作業や保護具の着用の徹底、見張り員の配置など基本的な安全対策の徹底を加えるとともに、依然として多い漁船における漁ろう作業時の災害への対策等について記載してございます。これらについては計画案本文の15ページから17ページ、19ページに記載してございます。

海中転落・海難による死亡災害防止対策として、万が一転落してしまった際に有効な作業用救命衣等の保護具の着用推進、手すりや転落防止ネットなどによる海中転落に備えた対策を掲げてございます。これらについては計画案本文の18、19ページにございます。

年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病対策として、50歳以上の中高年齢船員の死傷災害、疾病が多い状況でございますので、慣れから来る油断や、体の衰えから来る運動機能・知覚機能が低下していることの自覚を促し、安全意識の向上といった対策を講じていくこととしてございます。これらにつきましては20、21ページに記載してございます。

生活習慣病等の疾病防止対策でございます。船員は陸上労働者と比べまして、肥満やメタボの割合が高い傾向にございます。健康診断や生活習慣病予防健診の受診等による早期発見、早期治療といった取組や、船内での供食改善を通じた生活習慣病の予防対策など、従前からの対策を引き続き実施していくとともに、昨年追加しました新型コロナウイルス対策を含む感染症の予防対策を徹底する旨を記載してございます。これらについて計画案本文の22ページから26ページにかけて記載してございます。

次に、パワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保につきましては、パワハラ防止については、国による指針や制度の周知、関係者における制度の理解促進、相談窓口の設置や社内研修等のパワハラ防止対策を進めていくこと。メンタルヘルスの確保につきましては、ストレスチェックの実施等によるセルフケアの実施や、「船員の健康確保に向けて」を踏まえましたメンタルヘルス対策の制度化を進めることとしてございます。これらにつきましては計画案本文27、28ページに記載しているところでございます。

最後、受動喫煙防止対策でございます。船員の健康管理向上のため、陸上の取組を参考としつつ、船員の受動喫煙防止対策を推進することとしてございます。

その他につきましても、基本的には昨年度同様の対策を引き続き行っていくこととして

ございます。

以上が令和4年度の船員災害防止実施計画（案）の概要になります。この内容につきましてご意見等がございましたら、2月10日までに事務局まで、書面にて提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上となります。

【野川部会長】 ありがとうございます。発言は先ほどと同様、私の指名の上で行います。

それでは、船員災害防止実施計画につきましてのただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。船員政策課長、お願いします。

【谷口船員政策課長】 船員政策課長の谷口でございます。

本日諮問させていただきました単年度の実施計画ということですが、ちょうど今回の実施計画が終わりますと満5年ということで、次の5か年に向けての検討に入っていくこととなります。5か年の計画につきましては、また船員部会でご議論をいただく予定でございますけれども、実施計画も10期続いているということでもかなり長い歴史があるわけがあります。その間にかなり労働災害も減ってはきたのですが、さらに減らしていくとなると当然一層の努力が必要であるということと、あと長期間続いてやってきていると、よくも悪くも、油断するとマンネリ化してしまうおそれもありますので、次の5か年に向けてどんなふうな視点とか、あるいは手法を取っていくべきかということについて、私どもぜひ委員の皆様方のアイデアを頂戴したいと思っております。今回、ご諮問させていただいてます年度の実施計画については、先ほど説明いただいたタイミングまでにご意見をいただければと思うのですが、新しい5か年に向けた点につきましては、随時で結構でございますので、何かこんなことがあるよとか、あるいはこんな話を聞いたよとかいうことで結構でございますので、ぜひ事務局にお寄せいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。

本日、ご報告された来年度の実施計画については2月10日まで、また、今、船員政策課長よりお話がありました次の5か年計画については、皆様から逐次、ぜひいろいろなアイデアを伺いたいということでございますので、いずれにつきましても、ぜひ積極的なご対応をよろしくお願い申し上げます。

それでは、特になければ、次回、答申の決定に向けた議論をすることとしたいと存じます。何かございましたら遅くとも2月10日までに、今申し上げましたように書面にて、事務局である船員政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

次に、議題5の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方は、ウェブ会議からご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員がウェブ会議から退出しないと議事が始められないため、ウェブ会議からのスムーズな退出にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますか。

それでは、なければ事務局にお返しいたします。お願いいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第144回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、会議にご出席賜りありがとうございました。

— 了 —